

# 令和8年10月から 事業系ごみ処理手数料が変わります

<許可業者の収集に出している事業者の方>

○収集・運搬・処分手数料が変わります。

【令和8年9月末まで】

料金の上限 **50** 円/kg



【令和8年10月から】

料金の上限 **61** 円/kg

※ 料金のうち、許可業者が名古屋市に支払う処分手数料は1kgあたり20円→27円に変わります。

※ 令和8年10月以降のごみ処理料金など契約内容については、現在契約されている許可業者におたずねください。

※ 料金は税込です。

<市の処理施設に自分で運んでいる事業者の方>

○処分手数料が変わります。

【令和8年9月末まで】

**20** 円/kg



【令和8年10月から】

**27** 円/kg

※ 料金は税込です。

Q なぜ事業系ごみ処理手数料が変わるのですか？

A 事業系ごみ処理手数料は、平成16年4月に改定し、その後20年以上変更していません。しかし、近年、物価や賃金の高騰により収集や施設整備などに要する経費が増加しており、実際にかかるごみ処理コストが大きくなっていることから、受益者によるコスト負担の適正化を図るため改定します。

Q なぜ11円（処分のみは7円）の値上げなのですか？

A 令和6年度のごみ処理コストは、1kgあたり61円（処分のみは27円）となっています。実際のごみ処理コストをふまえ事業系ごみ処理手数料を改定します。

<お問い合わせ先>

名古屋市環境局資源循環部  
資源循環推進課 事業系ごみ対策担当

電話：052-972-2390